

# SMBC NEWS



2016年7月22日

## 《国内信用状決済弁法》改訂、利便性向上へ 中国人民銀行・中国銀行業監督管理委員会公告[2016]第10号

中国人民銀行・中国銀行業監督管理委員会は2016年5月5日付で、《国内信用状決済弁法》（中国人民銀行・中国銀行業監督管理委員会公告[2016]第10号、以下「新弁法」）を公布しました。新弁法は2016年10月8日から施行されます。

国内信用状は中国国内の人民元建取引における信用状（L/C）であり、サプライヤーは出荷前に信用状を受領し、銀行の支払保証を利用することができるため、債権回収リスクを低減させる手段として活用されています。

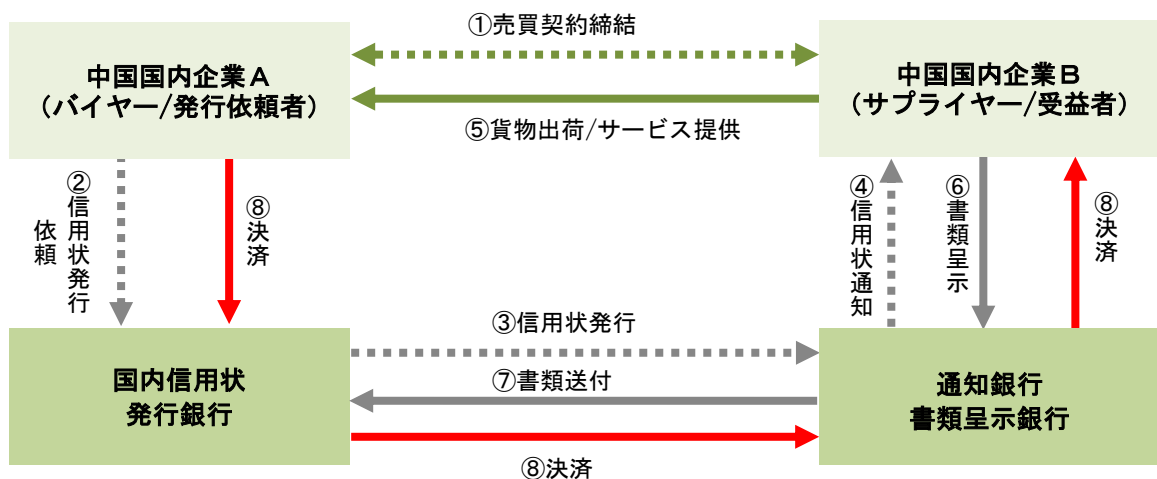
国内信用状については、旧弁法<sup>(※)</sup>が1997年の公布以来一度も改定されておらず、国際信用状において一般的に適用されている信用状統一規則（UCP600）と比較して、内容に曖昧な点が残っていました。新弁法では国内信用状の開設・通知・変更・支払等の各手続きを明確化すると共に、適用対象にサービス取引を追加・譲渡の許容・ユーザンス期間の延長・遡及権無し買取や確認（コンファーム）等の内容が含まれています。

※ 《国内信用状決済弁法》及び《信用状会計計算手続》（銀発[1997]265号、1997年7月16日公布、新弁法施行と同時に廃止）

### 1. 国内信用状の概要

国内信用状とは、中国国内取引で利用される人民元建て取消不能の荷為替信用状で、信用状条件と一致する書類の呈示を前提として、信用状発行銀行あるいは確認銀行が支払承諾を行います。

#### (1) 国内信用状の開設～取立（一覽払い）の場合



# SMBC NEWS



## (2) 基本事項

通貨	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 人民元</li> </ul>
適用対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国内企業・事業単位間の取引           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 貨物取引</li> <li>➢ サービス取引：運送、旅行、コンサルティング、通信、建築、保険、金融、コンピュータ及び情報、独占権使用及び特許、広告宣伝、映画オーディオビジュアル等</li> </ul> </li> </ul>
取消不能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 信用状発行銀行は信用状発行時より、直ちに信用状の内容の拘束を受ける           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 関係当事者の同意無しに勝手に取消または変更はできない</li> </ul> </li> </ul>
独立抽象性/ 書類取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 信用状とその依拠である取引契約は相互に独立しており、信用状に契約に関する引用が含まれていても、銀行は当該契約とは無関係であり、且つその拘束を受けない           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 信用状取引において銀行は書類審査のみを行う</li> <li>➢ 取引契約上の理由でクレームが発生しても、それを信用状取引に持ち込み、支払または引受を拒絶する理由にすることはできない</li> </ul> </li> </ul>
譲渡可能 (1回のみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第一受益者から第二受益者に対して、譲渡可能信用状（信用状に「譲渡可能」の文言あり）の一部または全部を譲渡することが可能</li> </ul>
呈示書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 発票（税務部門が統一発行するオリジナル正本）</li> <li>■ &lt;貨物取引&gt;運送書類または貨物証書、保険書類</li> <li>■ &lt;サービス取引&gt;サービス受領者の証明、或いはサービス提供者または第三者によるサービス履行証明</li> </ul>

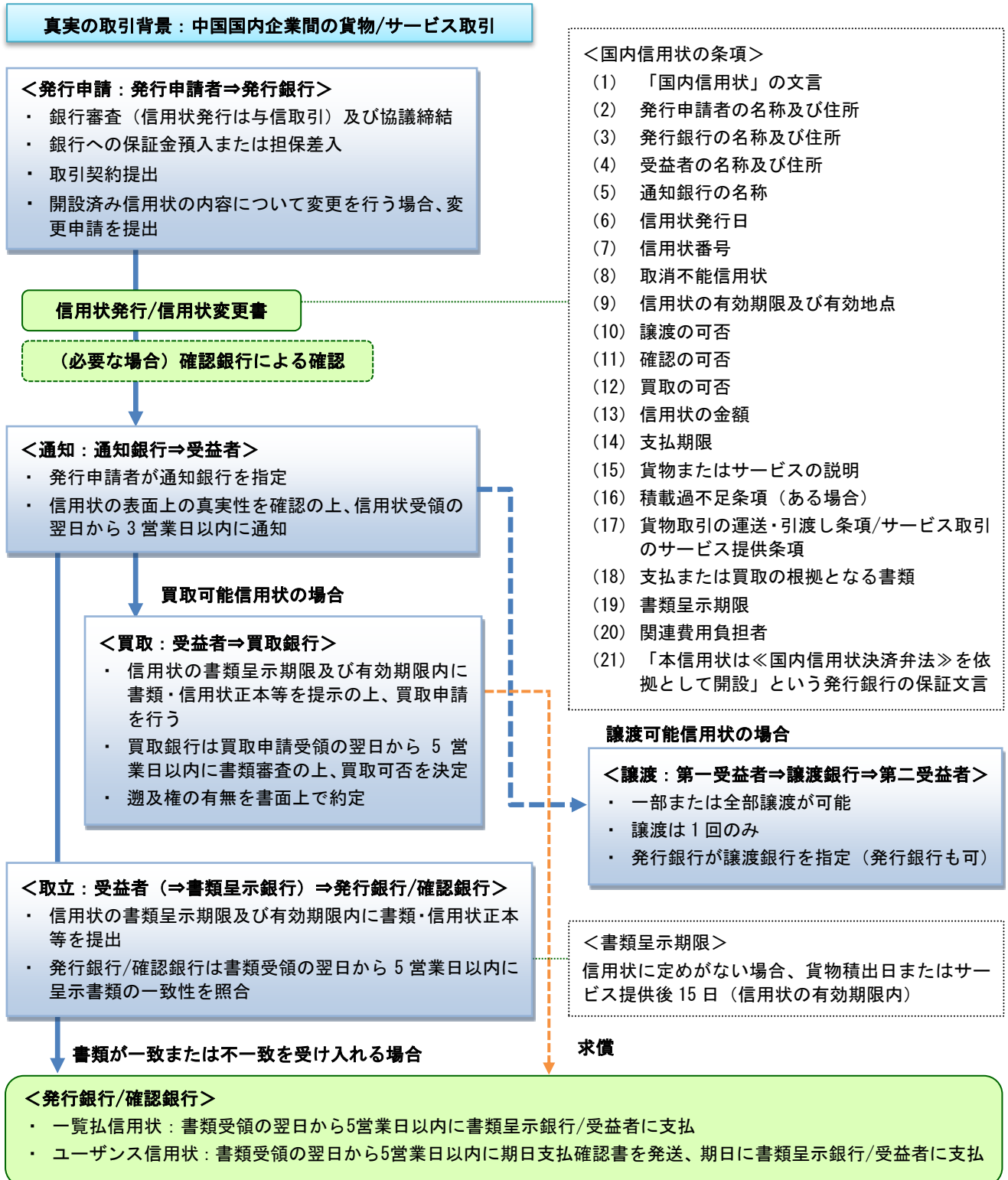
## (3) 旧弁法からの主な変更点

	旧弁法		新弁法	
適用対象	貨物取引のみ	貨物取引及びサービス取引	第3条	
有効期限	6ヶ月以内	(記載無し)	第10条	
支払期限	6ヶ月以内	1年以内	第10条	
最低保証金	開設時に発行金額の20%以上を預入	一定額の保証金預入を要求可能	13条	
確認（コンファーム）	(記載無し)	可	第17～20条	
信用状譲渡	譲渡不可	譲渡可能	第26～34条	
遡及権無し買取 (フォーフェイティング)	不可（遡及権有り）	可	第39条	

# SMBC NEWS



## 2. 国内信用状の関連手続きの流れ



# SMBC NEWS



注) 国内信用状の関連業務は、各金融機関により取扱いが異なります。実際の手続きや取扱いについては、個別に確認が必要となりますのでご注意ください。

以上

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

## ご照会先

本店：上海市浦东新区世紀大道100号 上海環球金融中心11階/電話：86-(21)-3860-9000・FAX：86-(21)-3860-9999  
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路8号 上海万都中心12階1、12、13号/電話：86-(21)-2219-8000・FAX：86-(21)-2219-8199  
 上海自貿試験区出張所：上海市中国(上海)自由貿易試験区馬吉路88号7、8棟1階/電話：86-(21)-2067-0200・FAX：86-(21)-2067-0399  
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室/電話：86-(24)-3128-7000・FAX：86-(24)-3128-7781  
 北京支店：北京市朝陽区光華路1号 北京嘉里中心北楼16階1601号室/電話：86-(10)-5920-4500・FAX：86-(10)-5915-1080  
 天津支店：天津市和平区南京路189号 津匯広場2座12階/電話：86-(22)-2330-6677・FAX：86-(22)-2319-2111  
 天津濱海出張所：天津市天津經濟技術開發区広場東路20号 濱海金融街東区E2B8層/電話：86-(22)-6622-6677・FAX：86-(22)-6628-1333  
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路28号 蘇州高新國際商務広場12階/電話：86-(512)-6606-6500・FAX：86-(512)-6606-8500  
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西2号 國際大厦16楼/電話：86-(512)-6288-5018・FAX：86-(512)-6288-5028  
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道333号 科創大厦8楼/電話：86-(512)-5235-5553・FAX：86-(512)-5235-5552  
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路399号 台協國際商務広場2001-2005室/電話：86-(512)-3687-0588・FAX：86-(512)-6606-8500  
 杭州支店：杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢5階/電話：86-(571)-2889-1111・FAX：86-(571)-2889-6699  
 広州支店：広州市天河区華夏路8号 國際金融広場12階/電話：86-(20)3819-1888・FAX：86-(20)3810-2028  
 深圳支店：深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場二座23層/電話：86-(755)-2383-0980・FAX：86-(755)-2383-0707  
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路22号 重慶長江國際1棟第34階02号/電話：86-(23)-8812-5300・FAX：86-(23)-8812-5301  
 大連支店：大連市西崗区中山路147号 森茂大厦4楼-A室/電話：86-(411)-3905-8500・FAX番号：86-(411)-3905-8599